

法務省入札監視委員会の設置及び議事運営要領

平成9年4月1日大臣官房施設課長決裁

最終改正 平成26年6月12日

1 設置目的

法務省が発注する工事及び業務（以下「工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容について、これらの透明性及び公正性を確保する上で必要な監視等を行うため、法務省入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の審議事項

- (1) 法務省が発注した工事等のうち委員会が抽出したのに関し、入札及び契約方式並びに競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。
- (2) 前記(1)の審議の結果、検討又は改善すべき点があると認めた事項について、必要な範囲で、施設課長に対し意見を述べること。
- (3) 平成13年4月1日法務省施第632号会計課長・施設課長依命通達「工事及び業務における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」に基づき契約担当官等から審議の依頼があった再苦情について審議すること。
- (4) 平成18年6月26日付け法務省施第1133号「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」第10に基づき施設課長から依頼があった再苦情申立てについて審議すること。

3 委員会の委員及び組織

- (1) 委員は、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、施設課長が委嘱する。
- (2) 委員会は、委員5人以内で組織する。
- (3) 委員の任期は2年とし、再任することができる。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (4) 委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。
- (5) 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

4 定例委員会

- (1) 前記2の(1)及び(2)の審議についての委員会（以下「定例委員会」という。）は，原則として年3回（6月，10月及び2月）開催する。
- (2) 委員長は，必要があると認める場合は，(1)の定例委員会以外に委員会を招集することができる。
- (3) 委員会は，前記(1)及び(2)の審議の概要を公表する。

5 再苦情を審議するための委員会

- (1) 委員長は，前記2の(3)及び(4)の再苦情の申立てに係る審議の依頼があったときは，明らかに理由がないと認められる場合を除き，再苦情を審議する委員会を招集し，審議を行う。
- (2) 委員会は，前記(1)の審議を終えたときは，審議依頼のあった契約担当官等あての意見書を作成し，施設課長に提出する。
- (3) 前記(2)の意見書の提出は，再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。
- (4) 委員会は，前記(2)の意見書の内容を公表する。

6 委員会の庶務

委員会の庶務は，施設課の委員会事務局において行う。

7 報告の様式

定例委員会における報告の様式は，別紙第1号様式から第4号様式に定めるところによる。

工 事 の 発 注 状 況 総 括 表

(期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
<p>・ 総 契 約 件 数</p> <p>(内 訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札方式による契約 ② 公募型及び工事希望型指名競争入札方式による契約 ③ ②以外の指名競争入札方式による契約 ④ 随意契約 		

- (注) 1 契約金額250万円以下のものを除く。
 2 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 3 詳細は入札方式別発注工事一覧表(第3号様式)のとおり。

業 務 の 発 注 状 況 総 括 表

(期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

入 札 方 式	件 数	備 考
<p>・ 総 契 約 件 数</p> <p>(内 訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公募型プロポーザル方式による契約 ② 簡易公募型プロポーザル方式による契約 ③ 標準プロポーザル方式による契約 ④ 一般競争入札方式による契約 ⑤ 公募型競争入札方式による契約 ⑥ 簡易公募型競争入札方式による契約 ⑦ 標準指名競争入札方式による契約 ⑧ 随意契約 		

(注) 1 契約金額100万円以下のものを除く。
 2 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
 3 詳細は入札方式別発注業務一覧表(第3号様式)のとおり。

第 4 号様式

指名停止等の運用状況一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業 者 名	措置範囲	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由

(注) 該当事項の欄には、平成 7 年 1 月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に定める別表第 1 及び第 2 に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。